

浦添市共催及び後援に関する規程

令和5年2月17日
教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、浦添市及び浦添市教育委員会（以下「市」という。）が行事を行う団体に対し共催又は後援（以下「共催等」という。）をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 展覧会、講演会、研究会、競技会その他の集会又は催物をいう。
- (2) 共催 市が行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 市が行事の趣旨に賛同し、主催者に対し、ポスター、配布物等に次条に規定する名義の使用を承認することをいう（協力を含む。）。

(名義)

第3条 共催等について使用を承認する名義は、「浦添市」若しくは「浦添市教育委員会」又はその両名義とする。

(承認基準)

第4条 対象団体は、次の各号のいずれかの団体とする。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体
- (2) 公益法人その他これに準ずる団体（ただし、宗教法人、宗教団体、政党及び政治団体を除く。）
- (3) 地域団体、福祉団体、文化団体、スポーツ団体その他これらに準ずる団体
- (4) 学校又は学校の連合体
- (5) 学校教育、社会教育、学術、芸術その他これらに準ずることに関する団体
- (6) その他市が適当と認める団体

第5条 行事の内容は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 市の施策の推進上有益であると認められること。
- (2) 主催者の存在が明確であること。
- (3) 事業遂行能力が十分であると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、行事内容が次に該当すると認めるときは、共催等の承

認をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者がその指定に係る施設において行う自主事業を除く。）又は商業的な宣伝意図の顕著なもの
- (2) 特定の政治又は宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等のおそれのあるもの
- (3) 集団若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの又は参加者に対して圧迫感を与えるもの
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は社会的に非難を受けるおそれがあるもの
- (5) 市の名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの
- (6) 主催者の構成員の親睦を目的とするもの
- (7) 過去に共催等の承認を受け、その承認の条件を履行しなかったもの
- (8) その他共催等を行うことが不相当と認めるもの
(承認の特例)

第6条 市は、前2条の規定にかかわらず、市の施策の推進上特に効果があると認める場合は、これを承認することができる。

(申請)

第7条 市の共催等を申請しようとするものは、共催・後援の承認申請書（様式第1号）を行事の開催日の15日前までに市に提出しなければならない。

(決定)

第8条 前条の申請があったときは、市は第4条及び第5条の承認基準を満たしているか審査し、名義の使用について承認又は不承認を決定するものとする。

2 前項の決定に当たり補助執行する場合においては、所管部長の決裁後、市長事務局は教育総務課へ、教育委員会は秘書課へ合議するものとする。

3 市は、第1項の規定により承認又は不承認を決定したときは、共催・後援の承認通知書（様式第2号）又は共催・後援の不承認通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 市は、承認に際し、申請者に実施報告その他の必要な条件を付することができる。

(行事内容の変更)

第9条 申請者は、承認を受けた行事内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第10条 市は、主催者が次のいずれかに該当すると認めるときは、共催等の承認決定

後においてもその承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (2) 承認の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 第4条又は第5条第1項に規定する承認基準に該当しなくなったとき。
- (4) 第5条第2項の基準に該当することとなったとき。
- (5) その他市が承認の取消しを必要と認めたとき。

(免責)

第11条 共催等の名義の使用又はその取消しによって生じる損害について、市は一切の責任を負わない。

(事務処理)

第12条 共催等の受付その他の手続は次の担当課で行う。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体の場合は、それを所管する課において処理する。
- (2) 補助金の交付を受けた団体の場合は、当該補助を所管する課において処理する。
- (3) 前2号に掲げる団体以外の場合は、行事内容及び参加対象者と最も関連する課において処理する。
- (4) 担当課が定まらない場合は、秘書課と教育総務課が協議して担当課を決定する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、行事の共催等に関する取扱要領（平成7年5月31日市長決裁）又は浦添市教育委員会に係る行事の共催及び後援に関する規程（令和3年教育委員会告示第2号）の規定により既になされた申請、承認決定その他の手続については、それぞれこの告示の相当規定によりなされた申請、承認決定その他の手続とみなす。